# 市民ネットワーク
## ふくたに　しょうこ
# 福谷 章子の街づくり通信

福谷章子ブログURL：http://shimin-network.jp/fukutani/index.html

みどり区 Vol.49
発行：市民ネットワーク
編集：市民ネットワーク・みどり
〒266-0031
千葉市緑区おゆみ野3-40-8
河野ビル101号
Tel&Fax：043-293-8011
E-mail　：midori@chibanet.gr.jp

## 六月市議会一般質問
### 相次ぐ最低基準の高層マンション建設で住環境は守れるか！？

緑区おゆみ野では、泉谷公園に面した景勝地に十八階建のマンション建設が(株)双日によって計画され、住民から出された「建設反対に関する陳情」が三月議会の都市消防委員会において全員一致で採択されました。

おゆみ野駅前で進むマンション建設ここでも反対運動がおきました

住民の意思を表わす建設反対のノボリ

その後、中高層条例によるあっせん・調停を経て、階数は十五階建てになったものの、それは見せかけだけの変更。実は住民の要望とは程遠いレベルなのです。このように、高層マンション建築に関するトラブルが千葉市内で頻発しています。そこで一般質問で中高層条例について取り上げました。

## まちづくりにおける公共性とは

**○福谷**　地域住民周辺住民の公共の福祉と、一企業の利潤追求という私権とではどちらを優先すると考えるべきか。

**○都市局長**　本条例は、当事者間による解決に期待する制度で、市は側面から当事者に協力する立場にあります。

**○福谷**　当事者間による解決に期待し、側面から当事者に協力するという態度は、地方自治法で定められた地方公共団体の役割、「住民の福祉の増進を図ることを基本とする」に、相反していると感じるが見解は？

**○都市局長**　建築物の規制は、都市計画法や建築基準法などにより定められているところですが、「住民の福祉の増進を図るため」当事者間における話合いで問題の解決が図られるようにすることが、条例の範囲内でできる最大限のことであります。

## 福谷章子の
## 最低基準の住環境で良いのかを問いかける
## おゆみ野プロジェクト

**○福谷**　おゆみ野プロジェクトの場合、建築基準法で制限された容積率と、建築予定の建物の容積率は？合わせて、同じおゆみ野地区にある市営第一団地の容積率もうかがう。

**○都市局長**　おゆみ野プロジェクトの基準となる容積率は200%で、当該計画の容積率は199．99%となっております。また、市営おゆみ野第一団地は、基準となる容積率は200%で、現況の容積率は75．15%となっております。

**○福谷**　調停委員会が調停案を作成した事例は無いとのことだが、それでは条例に定められている調停案を作成するのは、どんな時なのか。また全ての調停において、調停案を作成しないとなると、調停委員会の存在は有名無実となってしまうと危惧されるがいかがか。

**○都市局長**　調停案は調停委員会の判断で作成するものであります。大方の事例として、当事者の主張に大きな隔たりがある場合には、調停案の作成は困難なことから、委員会では当事者の要望を聞き取り、妥協点を模索し、解決に向けた努力を行なっております。

　このようなことから調停委員会は有効に機能していると考えております。

**○福谷**

　階数が３階、住戸数が９戸減ったので、議会の意思を反映できたとのことであるが、容積率が200%制限に対して199.99%というのは、住環境の最低レベルを維持するために建築基準法が定めたぎりぎりの数値である。現に千葉市の市営住宅は、75.15%に抑えている。これは、この程度が住みやすく、採算も取れ、許容される数値だと判断しているからではないか。199.99%という容積率を維持しつつ、住民の要望とは程遠いレベルで「市としては最大限のことをし、調停委員会も有効である」と言われても、住民は納得できるものではない。

　現在、景観条例に基づく届出が事業者から出されているが、この案件は、ぜひとも都市景観条例に則って審議会の意見をしっかり聞き、周囲の景観に調和した形状や規模への変更を講ずるよう助言、指導を求める。

　中高層条例については、調停において、住民側と事業者が五分五分の関係で話し合え、調停委員の実質的な権限を強化していく方向での制度化を求める。　また、建物の高さ規制については、中高層条例だけではなく、今後、都市景観条例の中でも見直しをされるよう求める。

## 中高層条例は何を守るのか

**○福谷**　中高層条例が寄って立つ法は、建築基準法だが、これは国民の生命、健康、財産の保護を図り、公共の福祉の増進に役立つ最低の基準を決めたもの。その最低レベルを補完して、住みやすい市町村にするために作られるのが条例であると考えるがどうか。

**○都市局長**　中高層条例は、地方自治法第14条に基づき定められたものであり、建築主等に対し、建築計画の事前公開及び一定範囲の住民への説明義務等を定めたものであります。

**○福谷**　最近の深刻な事例として、おゆみ野プロジェクトの問題がある。当事者間による解決に期待し、側面から当事者に協力するという態度は、陳情を採択した議会の意思とも反するが、いかがか。

**○都市局長**　議会陳情の採択後、「あっせん」を２回、「調停」を３回行っております。当初計画案から階数が３階、住戸数が９戸減り15階建て346戸となりました。そのほか、車の出入口の追加や受水槽の位置の変更などにより、平成19年６月13日に部分合意に至ったことから、議会の意思を反映できたものと考えております。

**○福谷**　６月13日に３回の調停が部分合意で終了したが、２回目の調停において、階数と住戸数については譲れないという事業者の意思があった。その場合、中高層条例に従うと、調停は打ち切りになる。

　また、勧告が出されても指定された期間内に紛争する当事者の双方から受諾する旨の申し出が無い場合も打ち切りとなる。打ち切りとなった場合、建築基準法、都市計画法に違反していない建築物であれば、建築は進む。つまり、始めから建築ありきの、住民にとっては限りなく可能性の低い戦いを余儀なくさせる、というのが今の中高層条例であると考えるが見解は？

**○都市局長**　中高層条例は、住民にとって可能性の低い戦いを余儀なくさせる条例であるとのことですが、本条例は当事者間の話し合いにより、歩み寄りを期待するものであります。

一般質問　http://shimin-network.jp/gikai/0706/0706_fuk.html
一般質問録画　http://www.city.chiba.jp/gikai/index.html
ホームページ　http://www11.plala.or.jp/fukutani/

# 市民ネットワーク
## かわもと　ゆきたつ
# 川本 幸立の街づくり通信

川本幸立HP：http://www.k5.dion.ne.jp/~kawamoto/

みどり区 Vol.49
発行：市民ネットワーク
編集：市民ネットワーク・みどり
〒266-0031
千葉市緑区おゆみ野3-40-8
河野ビル101号
Tel&Fax：043-293-8011
E-mail　：midori@chibanet.gr.jp

## 六月県議会一般質問
### 土気高校グランド削減問題を取り上げる
### 土地区画整理事業のツケを子どもたちにまわすことは許されない
### 県常任委員会は、請願を「継続審査」とし、削減の再検討を促す！

　土地区画整理事業の不振でグランドの１/３（約8200㎡）が削られる危機に直面している県立土気高校。グランド削減に反対する２万人を超える署名が県知事あて提出され、県議会に請願もだされました。１/３も削減されれば当然、部活も体育の授業も大幅に制限されてしまいます。６月20日、川本幸立は、県議初質問となる一般質問でこの問題を取り上げ、県と県教育委員会が平成９年に事業のリスクを承知で区画整理事業に加わった以上、そのツケを子どもたちに押し付けることは許されないとして、県の教育行政に対する姿勢とともに批判しました。また、６月26日には県議会文教常任委員会が請願を「継続審査」とし、タイムリミットとされる今年９～10月ごろまで削減を再検討するよう促しました。

**●教育現場にあってはならないこと**

**川本**：グランドの削減は、部活を毎日行うという原則が崩れ、特色化選抜で入学した生徒たちとの約束を裏切ることになる、また一年といわれる工事期間中は満足な部活、体育の授業ができなくなる。再減歩が実施されることは、土気高校の現場に教育上あってはならないことがまかりとおることになることを認識しているのか？

**教育長**：教育活動への影響が最小限になるよう、再減歩の位置などについて区画整理組合と協議を進めている。部活動実施スケジュールを工夫するなどで、大きな支障が生じないよう努めていく。

**●教育委員会会議で検討しないのはオカシイ**

**川本**：教育環境の大きな変更であるにも関わらず、教育委員会会議で議題とされていない。教育委員会会議で検討すべき。

**教育長**：土地区画整理法に基づき、適切に手続きを進めてきた。請願もあり、今後の対応については、教育委員会会議に報告していく。

**川本**：区画整理事業は土地の「資産価値」を求めるもので、学校は「利用価値」で判断されるものであり、異なる価値が求められる。したがって、区画整理法での適法性が、教育委員会会議の議題としなかった理由にはならない。教育委員会会議で議論し検討することを求める。

**●教育環境の維持を前提に、現場の声に直接耳を傾け率直な対話を**

**川本**：当事者であり現場を熟知する学校職員・生徒・保護者と教育委員会との間で率直な話し合いが行われた形跡がない。県の教育理念に照らしても、職員・生徒・保護者など当事者との率直な対話により合意を図ることと、そして教育環境の維持を前提とすべきと考える。

**教育長**：学校長を通じて、PTAを始めとした学校関係者に理解を得るよう努めてきた。今後とも、土気高校で学ぶ子どもたちが豊かな高校生活を送ることができる教育環境づくりに努めたい。

**川本**：グランドの削減は本来あってはならないことだ。子どもたちにツケを押し付けないよう、現場の声に直接耳を傾け率直な対話をすることを求める。

**●行財政改革の本来の目的は子どもたちの無限の可能性を保障すること**

　質問の最後を、次の言葉で締めくくりました。「私は今回、博物館、ニューフィルム千葉、土気高校の問題をとりあげました。今月初めには中高一貫校となる千葉高校を視察しました。その施設の老朽化、改修がなされていないことに驚きました。

　このままでは、五年、十年先の千葉の文化、教育環境の未来はない、と感じます。昨日も指摘されていましたが、予算がないではなく、予算の使い方が問題です。

　地産地消というなら文化の地産地消を是非考えていただきたい。次世代を担う子どもたちにツケを残さない、その夢を破らない、無限の可能性を保障する、そのことが行財政システム改革の本来の目的の一つであるべきです。改革の方向の是正を強く要望いたします。」

## 川本幸立の
一般質問
http://www.ken-net.gr.jp/pdf_gikai/32.pdf
録画
http://www.pref.chiba.jp/gikai/chukei/rokuga/index.html
川本幸立のHP
http://www.k5.dion.ne.jp/~kawamoto

## 費用弁償は交通費実費支給に！
## 議員特権の見直しに一歩踏み出す！

　４月の統一地方選挙で争点となり厳しい批判の対象となったのが様々な「議員特権」。これらを廃止し、密室議会を改革するため、私たちは11項目の申し入れを県議会議長あてに行いました。

　議会では、ようやく議会の改革を検討する場が設置され、会期中議会棟に来れば支払われていた費用弁償（約1万2千～1万4千円/日）を交通費実費支給に改める条例改正案が最終日に可決されました。

　９月議会では政務調査費（40万円/月・人）の使途の全面公開や委員会議事録の全発言の記録などについて検討される予定です。

### ●県議会3つのビックリ！

　まず、非公開で議事録も作成されない「会派代表者会議」で議会運営の基本的なことが決まっていることです。まだこうした**密室会議**が残っていたとは驚きです。

　２つ目は議会運営委員会での**「数の力」による強行採決**と一部の自民党議員の聞くに堪えない発言です。本来、議会運営のあり方は率直な話し合いを基本に、原則として全会派一致方式とすべきです。

　３つ目は当然のことですが議員の情報収集や調査研究のサポート体制が充実していることです。議会事務局政務調査課や議会図書室があり、関係課も迅速に対応します。こうしたサポート体制がありながら、**議会質問を行政職員につくらせている議員がいる**とは呆れた話です。

### ●県議会の質問のつくり方

　今回、30分間の一般質問で取り上げたのは６項目で、質問が終わってみれば、厚さ25ミリのＡ４のファイルが８冊も手元に残りました。必要な情報は、現地に足を運び関係者からヒアリングし、議会図書室や議会事務局政務調査課に収集・調査を指示し、あるいは関係課との「勉強会」を通じて入手します。

　関係各課は情報の出し惜しみをするので、「勉強会」で探りを入れ、直ちに情報提供を求めます。「勉強会」は何度でも開催できますが、相手の主張の「真贋」を見分ける力も求められます。本会議での質疑は「会議規則」で３回までと決められており、「勉強会」での関係各課の反応から２回目の質問をとりあえず準備します。３回目は意見や要望が中心となります。